

高速道路での事故・故障時の対応

一般社団法人 徳島県バス協会

- ① 車両にトラブルが発生した際は、ハザードランプを点灯したままでできるだけ安全な場所（SA → PA → 非常駐車停車帯 → 路肩・路側帯）に駐車する。
- ※ 路肩等に駐車する場合は、車両を路肩等に完全に入れ、本線車道に車体がかみ出さないようにする。

安全な場所に退避

- ② 後方から進行してくる車の運転者が見やすい位置に停止表示器材、発炎筒を設置する。
- ※ 設置する場合は車線から離れ、ガードレールより外側の安全な場所を通って移動し、設置の際は後方からの車に十分注意する。
 - ※ 燃料漏れがある場合は、引火のおそれがあるので発炎筒は使用しない。
 - ※ 夜間やトンネル等は、夜間用停止表示器材を表示する。

停止表示器材・発炎筒の保管場所、発炎筒の有効期限等を常に確認

- ③ 乗客誘導は運行車両に十分注意しガードレール外側の安全な場所に速やかに避難させる。
- ※ 追突の際巻き込まれないよう、車両より後方に避難する。

車内は安全地帯ではありません

④ 通報する

- ・ 110番（負傷者がある場合は、まず119番）
- ・ NEXCO への道路緊急ダイヤル（#9910）
- ・ 非常電話（本線上は1 kmおき、トンネル内は200mおきに設置。受話器をとれば道路管制センターにつながる。）

通報の内容は

故障または事故の内容、駐車場所（路肩にあるキロポストなど）、負傷者の有無等。

- ※ キロポストは道路の起点からの距離を表した標識の一つで路肩や中央分離帯等の目立つ場所に設置されている。

避難してから通報！

⑤ 報告する

- (1) 会社（運行管理者、統括運行管理者等）に状況報告し。指示を受ける。
 - (2) 運行管理者等は、乗務員に対し現場での対処（負傷者保護、乗客の避難等）等を確認し、今後の運行等状況に応じ適切な指示を行う。
- ※ 運転者が④の通報をしていない場合は、運行管理者から速やかに通報する。

社内連絡先

	氏名	電話番号
統括運行管理者		
運行管理者		
整備管理者		

乗客の安全を第1に！

法令関係（要約）

道路交通法第75条の11第1項

自動車の運転者は、故障その他の理由により本線車道等において当該自動車を運転することができなくなったときは当該自動車を停止していることを表示しなければならない。

道路交通法施行令第27条の6

法第75条の11第1項の規定による表示は、停止表示器材を後方から進行してくる自動車の運転者が見やすい位置に置いて行う。

旅客自動車運送事業運輸規則第18条第1項

旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために、旅客の運送を継続すること、旅客を保護すること等に関し適切な処置をしなければならない。

自動車事故報告規則第4条

事業者等は、使用する自動車について、第2条第1項第1号から第5号の事故があったときは、24時間以内においてできる限り速やかに概要を運輸支局長に速報しなければならない。

事故等発生時の徳島運輸支局への連絡

徳島運輸支局保安担当

連絡先の勤務時間(8:30~17:15)	連絡先の勤務時間外・休日
直通電話 088-641-4813	携帯電話 090-8280-8839
F A X 088-641-4820	